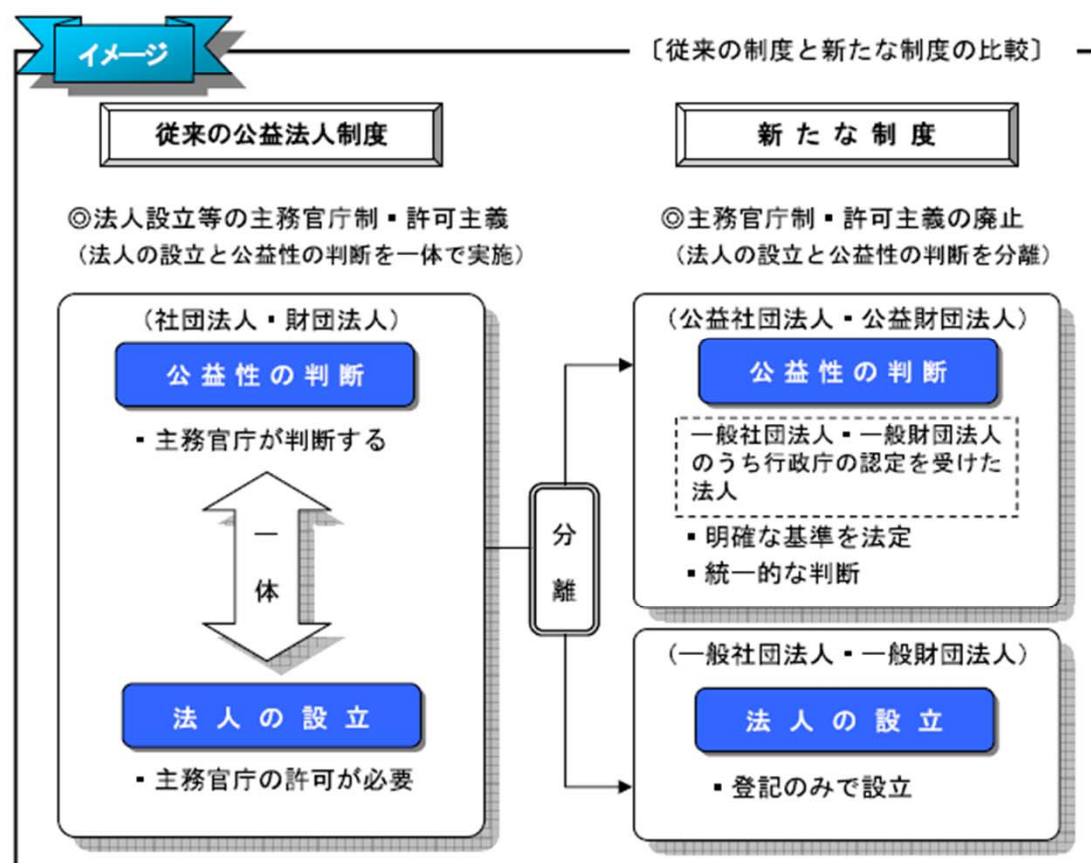


1 公益法人制度改革の概要

(1) 新たな公益法人制度の創設

民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し、従来の公益法人制度に見られる様々な問題に対応するため、従来の主務官庁による公益法人の設立許可制度を改め、一般社団法人・一般財団法人を登記のみで設立できる制度が創設されるとともに、そのうちの公益目的事業を行うことを主たる目的とする法人については、民間有識者による委員会の意見に基づき公益法人に認定する制度が創設されました。

なお、この新制度は平成20年12月1日から施行されています。



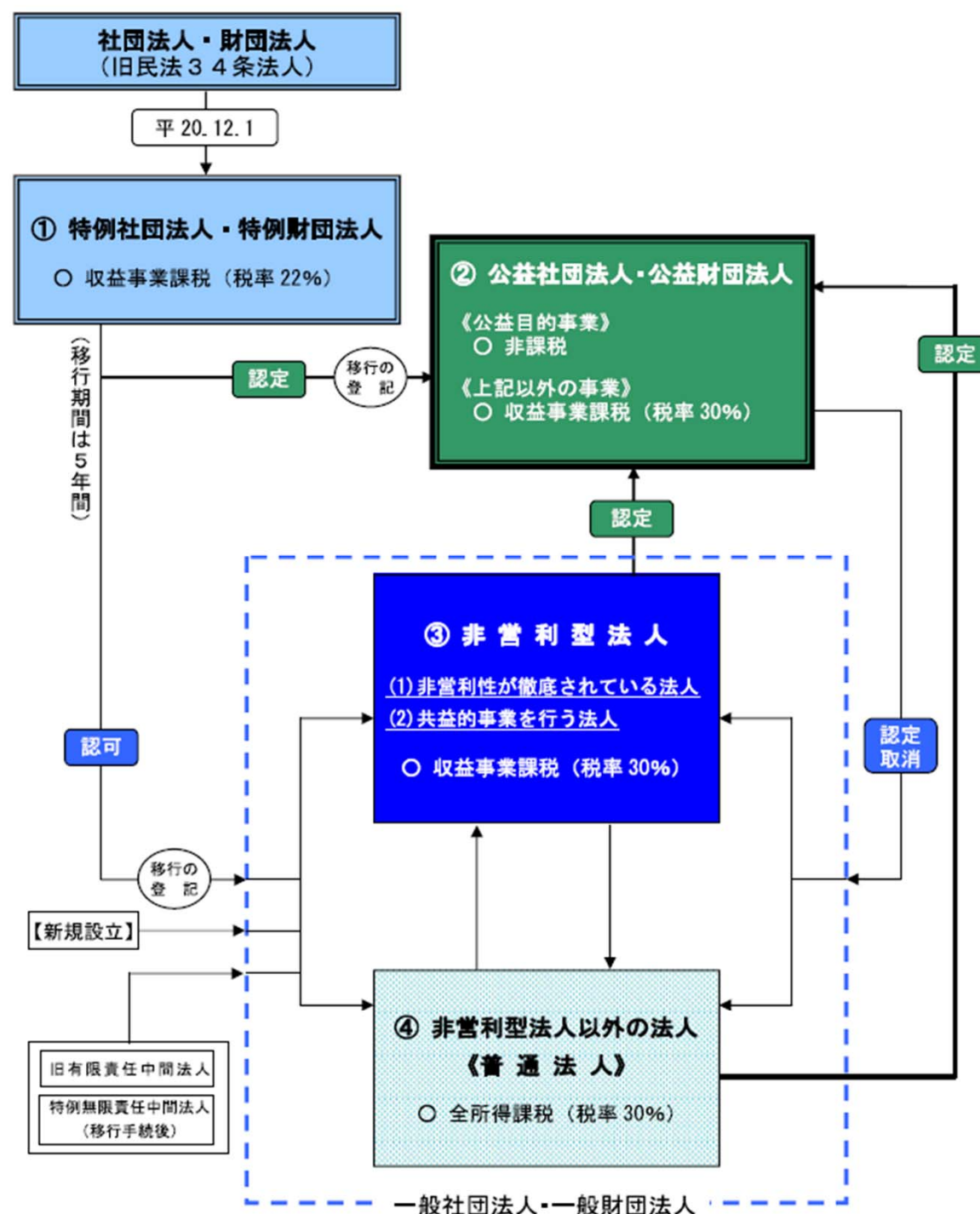
(2) 新制度における公益性の判断(認定)について

公益目的事業を行うことを主たる目的とするなどの一定の基準に適合している一般社団法人又は一般財団法人は、行政庁から公益認定を受けることにより、公益社団法人又は公益財団法人となります(公益法人認定法2-1、2、4、5)。

「公益目的事業」とは

学術、技芸、慈善その他の公益に関する公益法人認定法別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいいます(公益法人認定法2-4)。

《参考》 新しい公益法人制度施行後の法人の体系について



- (注) 1 一般社団法人・一般財団法人は、税法上の要件に該当するかどうかにより③と④に分かれる。
 2 特例社団法人・特例財団法人は、移行期間中に認定又は認可を受けなかった場合、原則として移行期間の満了日に解散したものとみなされる。
 3 ①の法人に係る税率(22%)及び②～④の法人に係る税率(30%)について、所得金額年800万円以下の金額については18%の税率が適用される。

《公益認定の基準》

行政庁は、公益認定の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。

公益目的事業：
学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号（次項）に掲げる種類の事業であつて、
かつ、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう

(1) 公益目的事業の実施
(2) 経理的基礎及び技術的能力の保有
(3) 法人関係者へ特別の利益の非供与
(4) 営利事業者等へ寄付その他の特別の利益の非供与
(5) 社会的信用・公序良俗に関する事業の制限
(6) 収支相償であること
(7) 収益事業等に関する事業の制限
(8) 公益目的事業比率の要件
(9) 遊休財産額の制限
(10) 親族等に関する役員の3分の1規定
(11) 相互密接関係者に関する役員の3分の1規定
(12) 会計監査人の設置要件
(13) 役員等に対する報酬の制限
(14) 一般社団法人における社員資格の得喪要件
(15) 株式等の財産の保有制限
(16) 不可欠特定財産の維持及び処分制限
(17) 公益目的取得財産残額の贈与
(18) 清算をする場合における残余財産の帰属

【参考】

別表

- 一 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- 二 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- 三 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- 四 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- 五 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- 六 公衆衛生の向上を目的とする事業
- 七 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- 八 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
- 九 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- 十 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
- 十一 事故又は災害の防止を目的とする事業
- 十二 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
- 十三 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業
- 十四 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
- 十五 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
- 十六 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- 十七 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
- 十八 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- 十九 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- 二十 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
- 二十一 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
- 二十二 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
- 二十三 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの

☆ 不特定多数の判断基準

事業区分ごとの公益目的事業のチェックポイント（ガイドライン（参考資料））
に下記事業について留意点が掲げられている。

(1) 検査検定	(10) 博物館等の展示
(2) 資格付与	(11) 施設の貸与
(3) 講座、セミナー、育成	(12) 資金貸付、債務保証等
(4) 体験活動等	(13) 助成（応募型）
(5) 相談、助言	(14) 表彰、コンクール
(6) 調査、資料収集	(15) 競技会
(7) 技術開発、研究開発	(16) 自主公演
(8) キャンペーン、〇〇月間	(17) 主催公演
(9) 展示会、〇〇ショー	

【検査検定】

- ① 当該検査検定が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- ② 当該検査検定の基準を公開しているか。
- ③ 当該検査検定の機会が、一般に開かれているか。
- ④ 検査検定の審査に当たって公正性を確保する仕組みが存在しているか。
- ⑤ 検査検定に携わる人員や検査機器についての必要な能力の水準を設定し、その水準に適合していることを確認しているか。

上記 17 事業のチェックポイントとして、共通して掲げられている項目

イ 事業目的

その事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。

ロ 事業の合目的性

a 受益の機会の公開

参加型の事業：機会が一般に開かれているか。

調査・資料収集、技術開発・研究開発等の事業：

その結果が広く社会に活用されることを趣旨としているか。原則としてその成果が一般に公表、公開されているか。

b 事業の質を確保するための方策

知識、技能等の確認行為、審査、助言・相談等の事業：

専門家が適切に関与しているか。

c 審査・選考の公正性の確保

検査、資格付与等の事業：検査基準、資格付与基準等を公開しているか。

審査を伴う事業：審査の公平性を確保する仕組みが存在しているか。

特例民法法人から一般社団・財団法人への移行認可

特例民法法人は、行政庁の認可を受けて、一般社団・財団法人となることができます。

認可基準

移行許可の基準は、

- 1 定款の内容が法人法に適合するものであること。
 - 2 法人の移行時の純資産額を基礎に計算した公益目的財産額がある法人は、作成した公益目的支出計画が適正であり、確実に実施すると見込まれるものであること。
- の2点です。

公益目的支出計画の解説

移行認可の申請をする法人は、公益目的財産額に相当する金額を公益の目的のために消費していく計画（公益目的支出計画）を作成することになります。

この公益目的支出計画に記載する、公益のために行う事業等を「実施事業等（注）」といい、実施事業等として他の公益的団体等へ寄附してもかまいませんし、「収入が費用を下回る公益的な事業（赤字の公益的な事業）」を、赤字額の累積が公益目的財産額に相当する額に達するまで行うことでもかまいません。

一般社団・財団法人への移行後は、公益目的支出計画に従い、実施事業等を行うことになります。

（注）実施事業等とは

公益目的支出計画に記載することのできる実施事業等としては、以下のものがあります。

公益目的事業

認定法に定める「公益目的事業」です。

法人が行おうとする事業が公益目的事業にあたるかどうかは、公益認定等委員会・都道府県の合議制の機関によって判断されます。（p12「公益目的事業とは」参照）

従来の公益法人としてこれまで実施してきた事業とは異なる、全く新しい事業を公益目的支出計画の実施事業として始めることも可能です。

これまで実施してきた公益事業

これまで従来の公益法人として実施してきた事業のうち、従来の主務官庁が「公益的な活動」として認める事業を実施することもあります。

ただし、従来の主務官庁から公益事業として認めるという意見が出されても、公益認定等委員会・都道府県の合議制の機関が、指導監督基準等に照らし合わせて公益にふさわしくないと判断した場合には、実施事業として認められないこともあります。

公益的な団体への寄附

認定法に定める公益的団体等に対して、寄附を行うことも可能です。

（公益的団体等の例）

- ・類似の目的を有する他の公益社団・財団法人
- ・国または地方公共団体
- ・類似の目的を有する学校法人、社会福祉法人、更生保護法人、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人（株式会社を除く）
- ・上記の他、法令上公益に関する事業を行うことが定められ、残余財産の処分の制限がされている等の条件を満たす法人

その他基準等については、申請書類や申請の手引きを参照しながらご確認下さい。

《公益社団法人、一般社団法人の特徴》

	公益社団法人	一般社団法人		現状(特例民法法人)	P - 4
成立・認定の要件	・認定法で規定される公益認定基準(別紙)を満たす必要がある。 ・認定法6条の欠格要件に該当しないこと。(例:役員等に他の認定を取消された公益法人の理事であったものがいることなど) H25.11までに申請書を公益認定等審議会(福岡県)に提出し、認定されることが必要。	・定款が法人法の規定に違反していないこと。 ・一定の財産を保持している場合、その財産について公益目的事業等で使用する計画を作成し、行政庁に認可されること。		・主務官庁の許可を得て設立。	
監 督	・行政庁による報告徴収、立入検査、勧告・命令・認定の取消しあり。	・法人法の規律のみ。 (注)公益目的支出計画を実施している一般社団法人については、計画に定めた事業を確実に実施する必要がある。また、公益目的支出計画の確実な実施を確保するために必要な範囲内で整備法に基づく行政庁の監督が行われる。		・主務官庁の監督を受ける。	
社会的信用力	・「公益社団法人」を独占的に使用可能。 ・事業内容、財務内容が認定基準を満たすことを行政庁により担保されている。	・社員の構成、事業の内容、実績等で判断されることになる。		・主務官庁の許可、監督を受けていることにより社会的信用力は担保されている。	
事業活動	・公益目的事業の損益については収支相償(±0円以下)である必要がある。 ・公益目的事業の費用額が法人全体の費用額の50%以上でなければならない。 ・その他認定基準で規定される下記事項を遵守する必要がある。 □法人関係者への特別の利益供与の禁止 □営利事業者への “ ” □社会的信用、公序良俗に反する事業の禁止 ・毎事業年度、認定基準に準拠する必要がある。	・一定の期間(公益目的支出計画が完了するまで)は、これまで実施してきた継続事業を行う必要がある。 ・上記の期間終了後は、法人法の規律は遵守する必要があるが、事業活動を比較的自由に行うことができる。		・主務官庁の指導監督に従って事業を行う。	
会 計	・H20年改正公益法人会計基準に基づき、収支予算書、財務諸表を作成する。 □会計、事業ごとに区分経理 □損益ベースでの作成	・公益目的支出計画を作成する必要があるため、左記公益社団法人と同様の収支予算書、財務諸表を作成する。		・公益法人会計基準に準拠した財務諸表を作成する必要がある。	
財 産	・遊休財産の保有の制限がある。 ・公益認定を取り消された場合(自ら一般社団法人へ移行した場合を含む)、1ヶ月以内に他の類似の目的を持つ法人等に「公益目的取得財産残額」を譲渡しなければならない。	・「公益目的財産額」についてのみ「公益目的支出計画」に従った使用の制限がある。 ・「公益目的支出計画」が完了した時点で保有財産に関する制限はなくなる。		・指導監督基準で内部留保の制限がある。	
税 制	・法人税法上は、公益法人等として取り扱われる。 □収益事業のみ課税対象 □みなし寄附金の適用なし ・寄付者にとって寄付金税額控除が可能。 ・利子等に対する源泉所得税は非課税。	非営利型法人	非営利型法人以外の法人	・法人税法上は、公益法人等として取り扱われる。 □収益事業のみ課税対象 □みなし寄附金の適用あり ・利子等に対する源泉所得税は非課税。	
		(税務上の区分)			
		・法人税法上は、公益法人等として取り扱われる。 □収益事業のみ課税対象 □みなし寄附金の適用なし	・法人税法上、普通法人として取り扱われる。 □全ての所得について課税 ○会費等についても課税の対象となる ○医師会が経営する病院は、法人税法上の公益法人等の場合は、課税対象外だが、法人税法上の普通法人に該当する場合は、課税対象となる ・過去の蓄積財産について精算課税が行われる。		
組織運営	・理事会、監事、会計監査人等の機関を設置する必要がある。 ・法人の運営に役員等が適切に関与する体制を構築する必要がある。(※) ※定款、諸規程等を整備することが必要になる。	・法人法に適合することが前提だが、比較的柔軟に運営することが可能。 ・剰余金の分配を禁止する定款の規定が必要などの要件がある。		・旧民法の規律、指導監督基準に従う必要がある。	

(1) 税制改正後の社団法人・財団法人の区分

公益三法の制定による新たな法人の種類の創設と社団法人・財団法人の廃止に伴い、従来の社団法人・財団法人は、法人税法上、公益社団法人・公益財団法人、一般社団法人・一般財団法人及び特例民法法人の3つに区分されます。

イ 公益社団法人・公益財団法人

行政庁から公益認定を受けたものをいい、法人税法上、公益法人等として取り扱われます（法2六）。

「公益法人等」とは

法人税法別表第二に掲げられた法人をいい、これらの法人は収益事業から生じた所得以外の所得に課税されないなど、普通法人とは異なる取扱いがされることとなります。

ロ 一般社団法人・一般財団法人

公益認定を受けていない一般社団法人又は一般財団法人（以下単に「一般社団法人・一般財団法人」といいます。）は、非営利型法人及び非営利型法人以外の法人の2つに区分されます。

(イ) 非営利型法人

一般社団法人・一般財団法人のうち一定の要件に該当する次のものを「非営利型法人」といい、法人税法上、公益法人等として取り扱われます（法2六、九の二）。

- ① 非営利性が徹底された法人
- ② 共益的活動を目的とする法人

イメージ

〔非営利型法人〕

< 非 営 利 型 法 人 >

公益認定を受けていない一般社団法人又は一般財団法人のうち一定の要件に該当するもの

① 非営利性が徹底された法人
事業により利益を得ること又は得た利益を分配することを目的としない法人
(法2九の二イ)

② 共益的活動を目的とする法人
会員から受け入れる会費により会員に共通する利益を図るための事業を行う法人
(法2九の二ロ)

※ 非営利型法人の要件については、次頁をご覧ください。

< 非営利型法人の要件 > (法2九の二、令3)

一般社団法人・一般財団法人のうち、次の①又は②に該当するもの（それぞれの要件のすべてに該当する必要があります。）は、非営利型法人になります。

類型	要 件
① 非営利性が徹底された法人 (法2九の二イ、令3①)	1 剰余金の分配を行わないことを定款に定めていること。 2 解散したときは、残余財産を国・地方公共団体や一定の公益的な団体に贈与することを定款に定めていること。 3 上記1及び2の定款の定め違反する行為（上記1、2及び下記4の要件に該当していた期間において、特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを含みます。）を行うことを決定し、又は行ったことがないこと。 4 各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1以下であること。
② 共益的活動を目的とする法人 (法2九の二ロ、令3②)	1 会員に共通する利益を図る活動を行うことを目的としていること。 2 定款等に会費の定めがあること。 3 主たる事業として収益事業を行っていないこと。 4 定款に特定の個人又は団体に剰余金の分配を行うことを定めていないこと。 5 解散したときにその残余財産を特定の個人又は団体に帰属させることを定款に定めていないこと。 6 上記1から5まで及び下記7の要件に該当していた期間において、特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを決定し、又は与えたことがないこと。 7 各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1以下であること。

《税務上の影響》

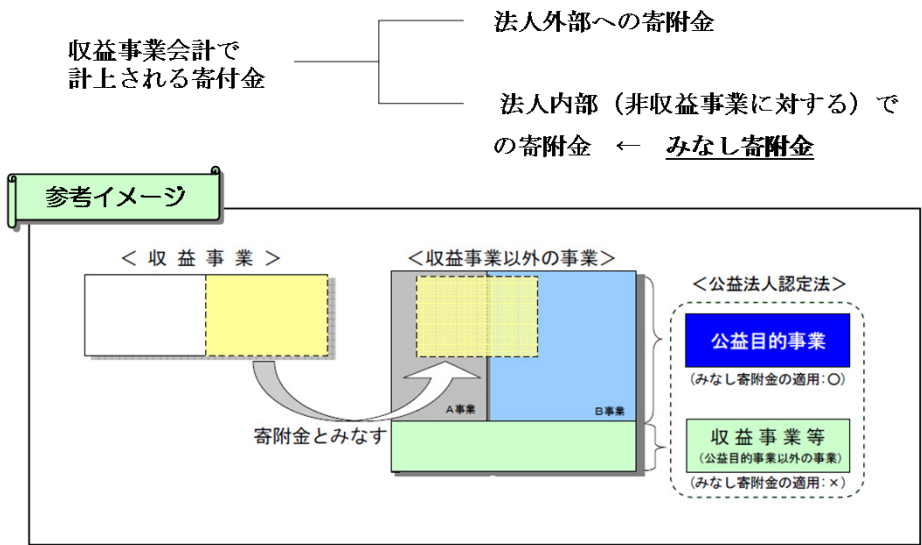
イ) 課税所得の範囲

	公益社団法人 ・公益財団法人 (公益認定法人)	一般社団法人・一般財団法人		特例民法法人 (旧民法34条法人)
		非営利型法人	非営利型法人以外の法人	
法人税法上の取扱い	公益法人等	公益法人等	普通法人	公益法人等
課税所得の範囲	収益事業により生じた所得に対して課税	収益事業により生じた所得に対して課税	すべての所得に対して課税	収益事業により生じた所得に対して課税
法人税率	30% (※)			22% (※)

※ 所得金額年800万円以下の金額までは18%（H21.4.1からH23.3.31までに終了する事業年度）

ロ) みなし寄付金

内国法人である公益法人等がその収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業のために支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなして、第2項（損金算入限度額を超えて支出した寄附金は損金不算入）の規定を適用する。（法37④）



ハ) 普通法人（税務上）へ移行した場合の精算課税

普通法人へ移行した場合、過去の蓄積財産について精算課税が行われることに留意する。

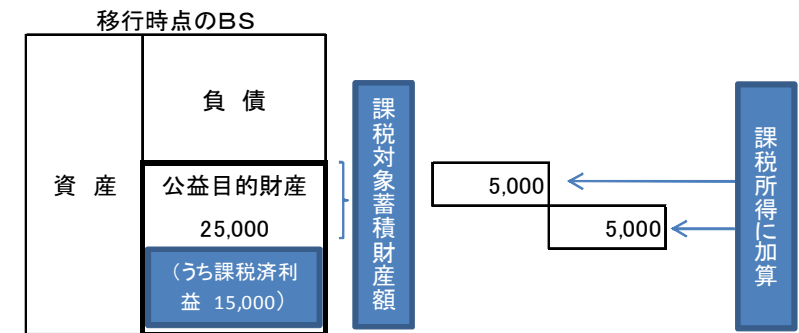
過去の蓄積財産（公益目的財産額）から利益積立金額（法人税別表5-1に記載されている課税済利益）を控除した金額が課税対象となる。ただし、これについて一度に課税されるわけではなく、毎年、公益目的支出計画の実施事業の損益額について課税されることになる。

事例

公益目的財産額：25,000

利益積立金額：15,000

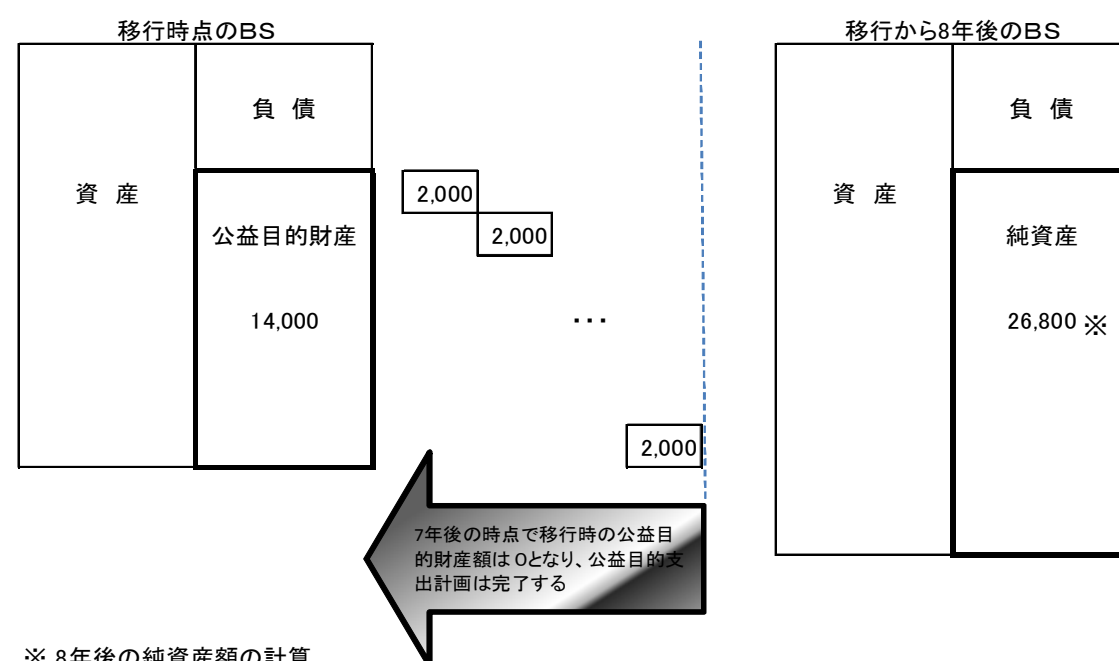
(各事業の会計上の損益)	1年目	2年目	3年目	4年目
公益目的支出計画の実施事業損益	△ 5,000	△ 5,000	△ 5,000	△ 5,000
その他の事業の損益	12,000	12,000	12,000	12,000
法人全体の損益	7,000	7,000	7,000	7,000



課税所得金額	12,000	12,000	7,000	7,000
--------	--------	--------	-------	-------

◆ 公益目的支出計画の実施と法人の財産の推移

(各事業の会計上の損益)	1年目	2年目		7年目	8年目
公益目的支出計画の実施事業損益	△ 2,000	△ 2,000	...	△ 2,000	△ 2,000
その他の事業の損益	3,600	3,600		3,600	3,600
法人全体の損益	1,600	1,600		1,600	1,600
期首正味財産	14,000	15,600	0	23,600	25,200
期末正味財産	15,600	17,200	0	25,200	26,800



※ 8年後の純資産額の計算

公益目的財産額 14,000	+	実施事業の損益 △16,000 (△2,000 × 8年)	+	その他事業の損益 28,800 (3,600 × 8年)	=	8年後の純資産 額 26,800
-------------------	---	-------------------------------------	---	---------------------------------	---	---------------------

【収益事業の範囲】(法人税施行例第5条)

29. 医療保健業(財務省令で定める血液事業を含む。以下この号において同じ。)のうち
次に掲げるもの以外のもの

- イ) 日本赤十字社が行う医療保健業
- ロ) 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人が行う医療保健業
- ハ) 私立学校法第3条に規定する学校法人が行う医療保健業

ワ) 一定の地域内の医師又は歯科医師を会員とする公益社団法人又は法別表第2に掲げる一般社団法人で、その残余財産が国又は地方公共団体に帰属すること、当該法人の開設する病院又は診療所が当該地域内のすべての医師又は歯科医師の利用に供されることとなっており、かつ、その診療報酬の額が低廉であることその他の財務省令で定める要件に該当するものが行う医療保健業

タ) イからヨまでに掲げるもののほか、残余財産が国又は地方公共団体に帰属すること、一定の医療施設を有していること、診療報酬の額が低廉であることその他の財務省令で定める要件に該当する公益法人等が行う医療保健業